○奈良県警察本部当直規程（昭和42年１月25日本部訓令第２号）

［沿革］　昭和42年５月本部訓令第12号、７月第22号、11月第32号、43年６月第16号、44年３月第６号、46年３月第８号、47年３月第４号、48年１月第２号、３月第４号、11月第27号、50年９月第14号、61年３月第３号、平成元年５月第４号、２年１月第１号、４年４月第９号、７月第23号、12月第30号、５年７月第20号、７年12月第32号、８年８月第14号、10年３月第７号、11年３月第５号、６月第14号、13年３月第３号、16年３月第５号、６月第11号、17年７月第12号、19年３月第11号、20年１月第２号、３月第16号、22年２月第２号、23年３月第６号、26年２月第６号、30年３月第３号、31年３月第10号、４月第13号、４年３月第４号改正

（目的）

第１条　この規程は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号。以下「処務規程」という。）第50条第１項の規定に基づき奈良県警察本部（以下「本部」という。）における当直勤務について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第２条　本部における当直勤務に従事する者（以下「当直勤務員」という。）の任務は、奈良県警察庁舎管理規程（昭和50年12月奈良県警察本部訓令第17号）及び奈良県警察本部庁舎防火管理規程（昭和40年12月奈良県警察本部訓令第15号）に定めるもののほかおおむね次のとおりとする。

(1)　重大事件・事故発生時の事件処理等のための必要な措置

(2)　庁舎内外の警戒警備及び異常事態発生時の初動措置

(3)　報告、照会、手配等の取扱い

(4)　遺失物及び拾得物の取扱い

(5)　文書の受付

(6)　装備品の貸出し及び車両の管理

(7)　かぎの取扱い

(8)　有線電話の交換業務

（勤務員）

第３条　当直勤務員は、本部に勤務する警部以下の警察官をもって充てる。ただし、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成４年７月奈良県警察本部訓令第23号）第２条第２項に定める交替制勤務に従事する者、処務規程第49条第２項に定める者、処務規程第50条第３項に基づき所属長が定めるところにより当直勤務に就く者、奈良県警察職員健康管理規程（平成４年12月奈良県警察本部訓令第30号）第16条第１項の規定に

基づき要軽業の指示区分を受けている者その他警務部警務課長（以下「警務課長」という。）において当直勤務に就かせることが適当でないと認める者を除くものとする。

（勤務時間）

第４条　当直勤務の時間は、宿直勤務にあっては午後５時15分から翌日の午前８時30分までとし、日直勤務にあっては午前８時30分から午後５時15分までとする。

（当直勤務員の種別等）

第５条　当直勤務員の種別、種別ごとの人数、勤務場所、それぞれの種別に充てるべき職員及び種別ごとの職務内容は、次表のとおりとする。

種　別	人数	勤務場所	充てるべき職員	職　務　内　容
当直長	１人	庁舎警備室	第３条に定める者のうち、警部の階級にある警察官	１　総合当直員の指揮監督 ２　即報事案等の処置 ３　報道機関への広報 ４　庁舎の管理 ５　その他当直事務の処理
総合当直員	６人	庁舎警備室	１　第３条に定める者のうち、警部補以下の階級にある警察官。 ２　総合当直員の部門ごとの割振りは、警務部１人、生活安全部１人、刑事部２人、交通部１人及び警備部１人とする。	１　即報事案の受理、応急処理その他本部各所属の所管に属する事項の応急処理 ２　本部庁舎及びその周辺施設の警戒警備並びに保全 ３　各種手配、照会等の処理 ４　各種相談の処理 ５　庁内記章の取扱い ６　来庁者の対応 ７　文書の収受 ８　施設、車両等のかぎの保管 ９　遺失物及び拾得物の取扱い 10　有線電話の交換接続の処理 11　電話番号照会の処理 12　その他報告連絡事項の受理及び応急処理

２　警務課長は、特に必要があると認めた場合においては、臨時に当直勤務員を増強す

ることができる。

（勤務割当て）

第６条　警務課長は、毎月、当直勤務の割当てを行い、所属長を通じて本人に通知しなければならない。

２　当直勤務を命ぜられた者が出張、入校、病気、その他やむを得ない理由により勤務に服すことができない事情が生じたときは、所属長は代直員を定め警務課長に報告しなければならない。

（服装及び拳銃の携帯）

第７条　当直勤務員の服装は制服とする。

２　当直勤務員は、左上腕部に第５条第１項に定める種別を表示した腕章を着用しなければならない。

３　警務課長は、必要があると認めるときは当直勤務員に拳銃を携帯させるものとする。

（服務）

第８条　当直勤務に服すときは、警察職員としてふさわしい服装と言動で勤務に服さなければならない。

２　当直長は、当直勤務に服すときは警務課長に申告して任務付与を受け、当直勤務が終了したときは、当直結果を報告しなければならない。

３　総合当直員は、当直勤務に服すとき及び当直勤務が終了したときは、当直長にその旨申告しなければならない。

４　当直勤務員は、みだりに勤務場所を離れてはならない。やむを得ない理由により、その場所を離れるときは、当直長に報告し、その指示を受けなければならない。

第９条　削除

（連絡協調）

第10条　当直勤務員は、本部に勤務する交替制勤務員並びに近畿管区警察局奈良県情報通信部の当直員及び県庁舎守衛と連絡を保ち互いに協力しなければならない。

（警戒警備）

第11条　当直長は、自ら又は総合当直員を指揮して庁舎内外を巡視し、火気の始末、窓及び出入口の閉鎖、消灯の状況、不審物件の有無等を点検するとともに、部外者の庁舎への出入りに関しては、住所、氏名、用件、行き先等を確認し、特に所持品については厳重にチェックする等事故の防止に努めなければならない。

（異常事態発生時等の措置）

第12条　当直長は、当直勤務中、庁舎及び敷地内において爆発、過激派集団等によるゲリラ攻撃、多数人による抗議、大規模な災害、火災又は盗難等の異常事態が発生した

ときは、直ちに初動措置を講ずるとともに主管部長を経て警察本部長に即報しなければならない。

（即報事案等の処置）

第13条　当直長は、当直勤務中、処務規程第41条に定める即報事案の報告を受け、又は重要な文書を受理したときは、直ちに主管課長に報告してその指揮を受け、必要な処置を採らなければならない。

（遺失物等の取扱い）

第14条　当直勤務員は、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づき、本部の施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受け、遺失物等の取扱いを行うものとする。

（かぎの取扱い）

第15条　庁舎各室の最終退庁者は、退庁時、窓の閉鎖及び火気を点検の上、出入口を完全に施錠した後、当該室のかぎを当直長に引き継がなければならない。

２　当直長は、前項の規定により引継ぎを受けたかぎは翌日各所属の出勤者に引き継がなければならない。この場合において、勤務終了時が休日等（日曜日、土曜日並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年３月奈良県条例第29号）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。次条において同じ。）に当たるときは、交代の当直長に引き継ぐものとする。

（引継ぎ等）

第16条　当直長は、当直勤務を終了したときは、勤務中に取り扱った事項を当直勤務日誌（別記様式）に記載し、警務課長に報告するとともに、必要な事項及び物件を主管課長に引き継がなければならない。ただし、勤務終了時が休日等に当たるときは、交代の当直長に引き継ぐものとする。

（指導教養）

第17条　警務課長は、当直勤務員を監督し、必要に応じて指導教養を行うものとする。

（当直長の交替制勤務員等に対する指揮）

第18条　本部に勤務する交替制勤務員及び毎日勤務員は、庁舎管理に伴う事務及び一般服務については当直長の指揮命令に従わなければならない。

（委任）

第19条　この訓令に定めるもののほか、当直勤務に必要な事項は、警務部長が定める。

附　則

この訓令は、昭和42年２月１日から施行する。

附　則　（昭和42年５月17日本部訓令第12号）

１　この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年４月22日から適用する。

附　則　（昭和42年７月31日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和42年８月１日から施行する。

附　則　（昭和42年11月17日本部訓令第32号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和42年８月17日から適用する。

附　則　（昭和43年６月29日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和43年７月１日から施行する。

附　則　（昭和44年３月31年本部訓令第６号）

この訓令は、昭和44年４月１日から施行する。

附　則　（昭和46年３月31日本部訓令第８号）

この訓令は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則　（昭和47年３月７日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和47年４月１日から施行する。

附　則　（昭和48年１月26日本部訓令第２号）

この訓令は、昭和48年２月１日から施行する。

附　則　（昭和48年３月23日本部訓令第４号）

この訓令は、昭和48年３月23日から施行する。

附　則　（昭和48年11月５日本部訓令第27号）

（施行期日）

１　この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年８月24日から適用する。

（経過規定）

２　この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附　則　（昭和50年９月14日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和50年９月29日から施行する。

附　則　（昭和61年３月６日本部訓令第３号）

この訓令は、昭和61年３月６日から施行し、この訓令による改正後の奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令、奈良県警察処務規程及び奈良県警察本部当直規程の規定は、昭和61年１月１日から適用する。

附　則　（平成元年５月９日本部訓令第４号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成元年５月13日から施行する。

附　則　（平成２年１月11日本部訓令第１号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２年２月１日から施行する。

附　則　（平成４年４月９日本部訓令第９号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成４年４月20日から施行する。

附　則　（平成4年７月31日本部訓令第23号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成４年８月１日から施行する。

附　則　（平成４年12月28日本部訓令第30号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成５年１月１日から施行する。

附　則　（平成５年７月22日本部訓令第20号）

この訓令は、平成５年７月25日から施行する。

附　則　（平成７年12月７日本部訓令第32号）

この訓令は、平成７年12月７日から施行する。

附　則　（平成８年８月21日本部訓令第14号）

この訓令は、平成８年９月１日から施行する。

附　則　（平成10年３月19日本部訓令第７号）

この訓令は、平成10年３月25日から施行する。

附　則　（平成11年３月４日本部訓令第５号）

この訓令は、平成11年３月４日から施行する。

附　則　（平成11年６月17日本部訓令第14号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成11年７月１日から施行する。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成16年３月23日本部訓令第５号）

この訓令は、平成16年３月25日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成16年６月１日本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年６月１日から施行する。

附　則　（平成17年７月１日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年７月１日から施行する。

附　則　（平成19年３月30日本部訓令第11号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成20年１月18日本部訓令第２号）

この訓令は、平成20年１月18日から施行する。

附　則　（平成20年３月21日本部訓令第16号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成20年３月28日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成22年２月１日本部訓令第２号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則　（平成23年３月25日本部訓令第６号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年２月24日本部訓令第６号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成26年３月３日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成30年３月14日本部訓令第３号）

この訓令は、平成30年３月23日から施行する。

附　則　（平成31年３月29日本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

1　この訓令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和４年３月14日本部訓令第４号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、令和４年３月15日から施行する。

別記様式（第16条関係）

（表）

当　直　勤　務　日　誌

部　　長	課　　長	次　　席

年　　月　　日（　　曜日）　　日直・宿直				
警務部長 指　　示				
当　直　長				
総　　合 当　直　員	A		D	
	B		E	
	C		F	
当　直　長 取扱事項				

（裏）

警務関係 取扱事項	
生活安全 関係取扱 事　　項	
刑事関係 取扱事項	
交通関係 取扱事項	
警備関係 取扱事項	